

香芝市国民健康保険・後期高齢者医療保険

【令和7年度の保険料を7月中旬にお知らせします】

令和7年度の香芝市国民健康保険および後期高齢者医療保険の保険料額決定通知書を7月中旬に発送します。納期月や保険料額など、詳しくは通知書の内容をご確認ください。

国民健康保険では、県が市町村とともに事業の運営を担い、財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について、中心的な役割を担っています。

これに伴い、令和6年度より「**所得や世帯構成が同じであれば、奈良県内のどこに住んでいても保険料は同じ**」となりました。今後は、毎年の保険料改定を基本として、県主導により保険料が決定されます。

なお、後期高齢者医療保険の保険料率については、奈良県後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに見直されています。



このような通知書が送付されます。



市HP(国保)



市HP(後期)

【健康保険証の代わりに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします】

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者証は、令和7年7月31日で有効期限が切れますが、昨年の法改正により、被保険者証の新規発行はなくなりました。

そのため、令和7年度の更新では、保険の種類やマイナンバーカード(マイナ保険証)の利用登録状況などに応じて、以下の書類をお送りします。

保険の種類	マイナ保険証の利用登録	お送りする書類(郵送方法)
国民健康保険	登録済みのかた	資格情報のお知らせ(普通郵便)
	未登録のかた	資格確認書(簡易書留)
後期高齢者医療保険	登録、未登録にかかわらず全員	資格確認書(簡易書留)

これらの書類は7月中旬から順次、同じ世帯のかたでも別々にお送りします。

特に「資格確認書」は簡易書留で郵送され、郵便局での保管期限が7月31日までとなっています。ご不在で不在票が届いた場合は、期限内に再配達を依頼するか、郵便局の窓口でお受け取りください。

ご自身の保険情報や受診時に必要な書類について、不明な点がありましたら、各保険の担当窓口へお問い合わせください。



A4用紙サイズ

【資格情報のお知らせ】



国保 カードサイズ 後期 ハガキサイズ

【資格確認書】

- ◆**問合せ** (国民健康保険に関すること) 総合福祉センター国保医療課 ☎79-7528
- (後期高齢者医療に関すること) 奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎0744-29-8430